

平成26年第3回(9月)定例会日程

月日	会議名	内容
9月2日	本会議(定例会初日)	一般質問
9月3日	本会議(定例会2日目)	一般質問
9月4日	本会議(定例会3日目)	一般質問
9月5日	本会議(定例会4日目)	議案審議など
9月10日	総務委員会	議案審査など
9月11日	環境建設委員会	議案審査など
9月12日	福祉文教委員会	議案審査など
9月17日	決算特別委員会	議案審査など
9月18日	決算特別委員会	議案審査など
9月25日	本会議(定例会最終日)	委員長報告 議案審議など

* 午前9時30分から開会します。
* 請願・陳情は、8月25日までに提出されたものを審査します。

市議会定例会が開催されます



あきる野市議会では、定例会を毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催しています。平成26年第3回(9月)定例会は、9月2日から開催する予定です。日程は変更になる場合があります。問合せ 議会事務局

青少年の善行者を「ご推薦ください」

あきる野市青少年顕彰ふるさと委員会では、青少年の善意や親切心を育み、社会に広めていくことを目的に、青少年善行表彰式を行います。お近くに対象になる方がいましたら推薦してください。対象 市内在住の25歳未満(平成26年10月1日現在)の青少年の方や青少年団体
主な表彰種別
小さな親切
公共生活への貢献
環境の美化

社会福祉
青少年指導
自然と文化財愛護
緊急時貢献
芸術文化への貢献
スポーツへの貢献
推薦方法 9月5日(金)までに、生涯学習スポーツ課で配布する推薦書に必要事項を記入し、提出してください。推薦書を審査の上、表彰該当者を選考します。
推薦書は、市ホームページからダウンロードできます。
表彰式
日時：11月3日(月) 午後3時
場所：まほろばホール
申込み・問合せ 生涯学習スポーツ課生涯学習係

会社などを退職したときは、国民年金の手続きをお忘れなく

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、本人が直接、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く)。次のような手続きが必要です。
会社などを退職したとき(厚生年金保険や共済組合の加入者でなくなったとき) 退職した本人以外に扶養している配偶者がいる方は、同時に手続きをしてください(配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者になります)。
退職(失業)による保険料免除の特例制度 退職(失業)などにより保険料の納付が困難な方のために「退職(失業)による保険料免除の特例制度」があります。持ち物 年金手帳、はんこ

東京都シルバークラス更新手続きのお知らせ

有効期限が平成26年9月30日までのシルバークラスをお持ちの方は、9月中に更新手続きを済ませてください。新しいパスの有効期間は、発行日から平成27年9月30日までです。
更新方法 現在、シルバークラスをお持ちの方は、社東京バス協会から8月下旬までに、「シルバークラス更新申込書」などが自宅に郵送されます。更新を希望される場合は、更新に必要なものをお持ちの上、更新窓口にお持ち込みください。
対象者区分と費用

マル障受給者証が更新されます

現在お持ちのマル障受給者証の有効期限は、8月31日(日)です。新しいマル障受給者証は所得などの審査後、該当する方に8月末までに送付します。
都では、心身に障がいのある方のうち、身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級まで)か、愛の手帳1、2度の方を対象に、心身障害者医療費助成制度(マル障受給者証の交付)を実施しています。この制度は、

別表 マル障受給者証所得制限基準額

扶養親族などの数	基準額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

所得制限などにより対象にならない場合があります。対象にならない方(本人(未成年者は世帯主など)の前年の所得が別表の制限基準額を超える方) 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で住民税が課税されている方 生活保護を受けている方 問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

新規就農者のアイデアを応援します

市では、新たに就農される方に、農業経営の実現のための取組を支援する「新規就農者提案型支援事業」を開始します。この事業は、新規就農者が目指す農業経営プランを提案していただき、その内容を審査の上、必要な経費の一部を補助するものです。また、出荷先は市内の農産物共同直売所(秋川フアーマーズセンター、五日市フアーマーズセンター、秋川渓谷瀬音の湯物産販売所「朝露」となるなどの条件もあります。詳細は窓口で説明します。対象 市が認める公的な研修を修了している方で、おおむね65歳までの方。詳細はお問い合わせください。申込み方法 9月12日(金)までに事前に電話連絡の上、来庁してください。問合せ 農林課農政係

ごみの出し方について



日ごろからごみの分別収集にご協力いただいているところですが、収集時に、食用油が飛び散る事故も発生しています。食用油を処分する際は、紙や布にしみこませ、プラスチック容器などの中身はよく抜いて可燃ごみとして出してください。また、缶・金属、びん類については、容器の中を洗浄し、パケツやダンボール箱などに「缶・金属」と「びん類」の2種類に分けて資源として出してください。また、ごみは収集日当日の朝8時までに出してください。詳細については「資源とごみの出し方カレンダー」をご覧ください。問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請を受付中

現在、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前9時から午後5時まで、市役所3階301会議室で各給付金の申請を受け付けています。申請から支給まで、おおむね2か月程かかります。まだ申請をされていない方は、9月30日(火)までに申請してください。問合せ 給付金コールセンター「0570・666・19(ナビダイヤル)」

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジ版広報あきる野(音声版広報)のCDを貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。(貸出館…中央図書館、五日市図書館、東部図書館工ル)